

門司間税会通信のFAX配信は、年2～3回程度を予定しています。

門司間税会の会員の皆様に、活動報告等をお知らせする為、「門司間税会通信」として、FAX配信させていただきます。年2～3回程度を予定していますので、宜しくご理解いただきますようお願いいたします。

10月17日 北九州ブロック間税会連絡協議会を開催しました。

北九州ブロック間税会連絡協議会を開催しました。北九州ブロック間税会連絡協議会は、小倉間税会・八幡間税会・若松間税会・門司間税会・行橋間税会の5間税会の協議会です。

今回は、門司間税会が事務局を担当しましたので、門司での開催でした。各間税会の活動報告から始まり、「税を考える週間」の取り組み等、今後の取組みを検討しました。

11月5日 バスハイク研修会を開催しました。

バスハイク研修会を開催しました。21名の参加で、今回は、大分県臼杵方面への日帰りバスハイクです。「国宝 臼杵石仏見学」をして、佐賀関での昼食でした。

バスハイク研修会は、毎年秋の開催です。来年もまた、より多くの会員の皆様の参加をお待ちしています。

11月11日～17日「税を考える週間」の取り組み

11月11日から17日まで、「税を考える週間」でした。門司間税会も昨年同様、門司税務推進協議会主催による街頭情宣に参加しました。

その中で、広く消費税についての理解と正しい申告を進めていく取り組みとして「世界の消費税」のクリアファイルを配り、広報活動をしました。

印紙税

「不動産売買契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるもの

の印紙税を軽減する措置が平成25年3月31日まで延長されています。
※詳細は、国税庁ホームページに。

全間連

印紙税については、課税範囲、免税点、税率等の見直しを行うべきである。

間税会の全国組織である全国間税会総連合会の「平成24年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」によると、印紙税の負担軽減として「印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は印紙税の課税対象から除外すべきである。」としています。加えて、「事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税

としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。」としています。

法人会の全国組織である公益財団法人全国法人会総連合では、「平成24年度税制改正に関する提言」の中で印紙税について、「印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。」としています。
※皆様はどのように考えられるでしょうか？